



○生命保険の保険料控除額引上げ等に関する請願(第九四二号)(第一一一号)(第一六二二号)

○国内産砂糖の消費税廃止に関する請願(第九七五号)

○地方道路税創設反対等に関する請願(第一四二四号)

○昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○地方道路税法案(内閣提出、衆議院送付)

○交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○継続調査要求の件

○委員派遣承認要求の件

○委員長(青木一男君) これより委員会を開きます。

まず請願に関する小委員長の報告を聴取いたします。

○西川基五郎君 請願に関する小委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

第十九号は、旧軍港市における旧軍用財産、貸付使用料の引き上げ増額措置を停止されるときに、貸付契約内容の改訂について善処せられたいとの趣旨であり、第二百二十五号は、旧外貨債のうち内地に寄託し、強制借りかえられた海外移民のドル貨購入、旧外貨債を有効化せられたいとの趣旨であります。政府において研究させることが妥当と考えられ、第四百五十二号は、中小企業等協同組合の法人税軽減

等をはかられたいとの趣旨であり、第四百八十八号は、計理士が税理士業務を行い得るようになされたいとの趣旨であり、第七百三十三号は、海外引揚老令民間人の海外留置財産に対し補償措置を講ぜられたいとの趣旨であり、第八百十三号は、引揚者の在外財産補償内払いとして、一世帯平均三十万円等の支払暫定措置を講ぜられたいとの趣旨であります。第八百十九号は、大かん練乳用砂糖消費税免除の措置を引き続き実施せられたいとの趣旨であります。第八百七十七号は、引揚者の在外財産補償をすみやかに実現せられたいとの趣旨であります。

第八百九十三号外百五十四号は、三級清酒設定により、全酒類業界は収拾しがたい混乱状態に陥り、ひいては国庫収入にも甚大な悪影響を及ぼすことになるから、三級酒の設定に反対であるとの趣旨であり、第九百六号は、葉タバコの収納価格の適正化、災害補償制度の改正等について善処せられたいとの趣旨であり、第九百八十二号は、運動用具に対する物品税を撤廃せられたいとの趣旨であり、第九百九十五号外二十九号は、大衆酒たる清酒二級の酒税率を大幅に引き下げられたいとの趣旨であり、第九百九十五号は、ブリキ屋が工賃のみによつて生計を立てている日雇労働者にすぎないものであるから、これら業者の所得税を勤労所得税並みに扱われたいとの趣旨であり、第九百九十一号は、東北地方のタバコ栽培振興のため、福島県に国立タバコ試験場を設置せられたいとの趣旨であり、第九百六十一号は、労働金庫に對し適正かつ簡易に資金運用部資金の長期融資の措置を講ぜられたいとの趣旨

であり、いずれも妥当と考えられます。よつて以上百九十八件は、いずれも採択すべきものと決定いたしました。

なお、本国会において本委員会に付託されました請願のうち、輸入石油の関税引き上げ反対に関する請願、葉タバコ生産者に対する補償の請願、揮発油税引き上げ反対に関する請願二十九件、当せん金付証券法改正に関する請願、秋田県の酒造者に対する旧基本石数返還の請願、物品税撤廃に関する請願、オールウェーブ・ラジオ聴取機の物品税軽減に関する請願、原油、重油関税復活反対に関する請願、生命保険の保険料控除額引き上げ等に関する請願三件、国内産砂糖の消費税廃止に関する請願、地方道路税創設反対等に関する請願は、いずれも現状においてはなお検討を要するもの、または今国会提出法案により措置済みのものである等の理由で留保するものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○委員長(青木一男君) 以上報告のありました請願につきましては、小委員長の報告の通り決定することに御異議ありませんか。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決定いたしました。

○委員長(青木一男君) 次に昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(予備審査)

金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案(予備審査)以上、二案を一括議題として政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(藤枝泉介君) ただいま議題となりました昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

政府は、現下の食糧需給の現状にかんがみ、昭和三十年産米穀については、生産者からの事前売り渡し申し込みに基づいて政府に對しては、事前売り渡しに基いて政府に對して米穀を売り渡した者の昭和三十年分の所得税については、支米一石当り平均千四百円を非課税とすることとし、このため、昭和三十年九月末日までに売り渡された米穀については一石当り二千四百円として、六十キログラム当り九百六十円、同年十月十五日までに売り渡された米穀については、一石当り千八百円として六十キログラム当り七百二十円、同年十月末日までに売り渡された米穀については一石当り千五百円として六十キログラム当り六百円、昭和三十一年二月末日までに売り渡された米穀については一石当り千二百円として六十キログラム当り四百八十円を非課税とすることとしたのであります。

なお、右に申し上げました非課税措置により、昭和三十年産米穀において二十九億四千万程度の減収が見込まれるのであります。一方において米価の引き上げによる増収が見込まれますので、同年度予算に計上いたしました程度の所得税収はおおむね確保できる見込みであります。

次に、金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案につき

まして、提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、日本経済の自立とその健全な発展に資するため、金融機関の資金の運用を調整して重要な長期産業資金の調達を円滑にすることを目的として、所要の規定を整えようとするものであります。

以下、簡単にこの法律案の内容の基本となる諸点を申し上げます。

第一に、銀行その他の金融機関の資金の運用に關しましては、従来とも大蔵大臣が臨時行政指導を行なつて参つたのであります。この際本法の目的を達成するための勧告を行ふことができることを法文に示すこととしたしました。

第二に、重要な長期産業資金の調達を円滑にするため、必要かつ適切であると認める場合には、大蔵大臣は、金融機関の預金等が増加した場合は、その一定割合に相当する金額を、金融債、いわゆる公社債、重要な長期産業資金の調達のための社債、国債、地方債等の保有の増加に充てなければならぬ旨の命令をすることができるといたしました。

第三に、この法律の運用に當り、大蔵大臣の諮問に應じて金融機関の資金の運用に關する基本方針を審議し、及びこれに關し必要と認める事項を建議する機関として、大蔵省に各界の權威者をもつて組織する金融機関資金運用審議會を設置することとしたしました。

以上昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案、外一法律案につきまして、提案の理由及び内容の概略を申し上げた次第であります。

す。何とぞ御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(青木一男君) 本案の質疑は別に譲ります。

○委員長(青木一男君) 次に、地方道路税法案を議題として質疑を行います。

○木村義八郎君 まず今度の修正によつて結局ガソリン税はどれだけ増税になるのですか。ややこしくてわかりませんが、一応ガソリン税は一万三千円を一万一千円に引き下げる。一方地方道路税は、ガソリン税については原案は四千円であつたわけですが、今度修正で二千円になったわけですね。これを通計して見ますと、原案では一万一千円に対して地方道路税四千円、一万五千円になるのですが、今度の修正案では、ガソリン税一万一千円に対して地方道路税分のガソリン税二千円、一万三千円になるわけでしょう。そうなるのとトータルすると変らないというように見えるのですが、昨日連合委員会でお聞きすると、いわゆる増税になる。その増税の影響については、主税局長からも、バスにはどのくらいはね返る、バス料金には……あるいはトラック方面にはどの程度はね返るといわれましたが、結局修正によつて増税になるのかないのか、その点よくわからないのです。

○政府委員(渡邊喜久造君) お答えいたします。政府原案では、木村委員のおっしゃつておられますように、施行の日から揮発油税が一萬一千円、地方道路税四千円、従つて揮発油に対する負担は、一キロリットルについて二千

円増税になる、こういう案であつたわけでありまして、それで、衆議院の修正がありまして、揮発油税は一萬一千円、地方道路税に二千円ということになりまして、現在の揮発油税は一萬三千円、今度も両方合算すると一萬三千円になります。従ひまして増税はないのです。

昨日私が、バスにどのくらい響くとか、バスのコストですね、あるいはトラックのコストにどれだけ響くと申し上げましたのは、早川委員の御質問で、政府原案がそのまま実行されたとしたら一体それはどのくらい響くかと、従ひまして、政府原案がそのまま実行された場合には、コストの上で、バスでは一・一%、トラックでは〇・七%程度、まあこれは二千円まるまる揮発油が上るといふ前提で計算してみました、その程度に響くのでございまして、こういうことを申し上げたのでございまして、これは政府原案が実行された場合における影響を御説明申し上げました。現在当院に回付されております案は、衆議院の方で修正になっておりますので、この案で参りますれば、現在の負担とは別に増加はないわけにございまして。

○木村義八郎君 そうしますと、ガソリンに対する税負担分については現在と変わらないということはどうもわかりません。しかし現在の制度をそのまま続けたら、今度は一萬一千円と二千円に分けるわけですね、これはまあ配分するわけですね、そこで現在と実質的にどう違ってくるか、その点。

○政府委員(渡邊喜久造君) 納税者の負担の關係から申しますと、税が二つ

に分れたということがありますが、負担の実態からいへば別に変わりません。

ただ歳入官庁といひますか、歳入課税の主体といひますか、これはまあ国ですが、その課税によつて得た収入が、これが一萬三千円である場合と一萬一千円である場合とは、御承知のように一萬三千円であれば、一萬三千円がそのまゝ一般会計に入ってくる。今度は一萬一千円が一般会計に入ります。今度は二千円は地方道路税の特別会計に入っていく。で、こういう違いがまだあるわけでありまして、今度はその第二段の結果でございまして、御承知のように道路五カ年整備計画の特別な立法がございまして、それで揮発油税の税収額を下らない範囲の金額をあの法律によつて道路整備に使わなければならぬ、こういう規定があるわけですね。従ひまして一萬三千円がそのまゝ揮発油税になって参りますれば、あの法律が同時にあつて生きておりますれば、一萬三千円に相当する分が道路五カ年計画の財源にそのまま充てなければならぬ。ただこの間の事情も木村委員よく御承知でございまして、五カ年計画の法律は、地方財源の裏づけが十分にできておりません。従ひましてあの五カ年計画の法律ができた当時の揮発油税は一萬一千円であつたわけですね。従つて昨年一萬三千円に上げましたが、このときはやはり地方財源の裏づけを必要とするという政府の見解に基きまして、二千円上げましたが、同時に三分の一をこれは地方に譲与するんだ、こういう案を御提案申し上げたわけですね。この案は一応国会を通過しましたが、政府原案が修正されまして、これはまあ一年限りだとい

うことで、本年度からはまた別途考へなければならぬ、こういうことに相なつたわけでありまして、従ひましてわれわれの方でいろいろ検討した結果として、とにかく整備計画ができたとき、一応一萬一千円ガソリン課税がかけておられ、それを基本としてまあ五カ年計画といふもの、一応国の費用だけでございまして、立てていふ。と同時に、一面においては地方の財源も考へなければならぬ。そうなりますと、やはり揮発油税としては一萬一千円が一萬三千円に上つた経緯なども考へまして、やはり一応一萬一千円は、これは道路五カ年計画の財源に充てらるべき揮発油税として確保すべきであらう。二千円は、これは少くとも地方財源といふことを勘案して昨年も増税したわけにございまして、これはやはり譲与税といふ、形はいろいろ形に直した方が適當と思ひますが、これはやはり地方財源の確保に充てべきじゃないか、同時に、まあ政府原案におきましては、二千円だけでは少しまだ足りないから、もう二千円ふやした四千円を確保すべきじゃないか、そういうしませんが、道路五カ年計画そのものの実行にも支障を来さすような問題が起きてくるんじゃないか、こういうつもりでまあ原案を出したわけにございましてけれども、修正によりまして一応二千円になった、こういう経過になりました。

従ひまして以上御説明申し上げましたところで、大体負担としては変らない、しかし二つに分れることによつて、その入つてきた金の使われ方がいろいろ変つてくる、こういうことになつてございまして。

○木村義八郎君 この前に道路整備五カ年計画の裏づけとして、ガソリン税を上げる場合、二つのことが問題になつてゐるのですが、当時やはり主税局長は渡邊局長であつたわけですね。それは第一に、これは目的税ではない、われわれは実質的に目的税ではないかと言つたんですけれども、目的税ではないという原則に立ち、大蔵当局は目的税には反対である、こういう意向を表明されたわけですね。当時の大臣は、そういう御意見を表明された。第二は、ガソリン税はやはり物価に影響があるから上げたくない、これは主税局長みづから言われた。その後の推移を見ると、これははっきりと目的税の実態をますます備へてゐる。それで昨日竹山建設大臣は連合審査会ではっきりと、もうこうはつきりと目的税になつた以上は云々といふふうに答へられております。はつきりとこれは目的税になつてゐると政府は観念してゐるようです、この点はわれわれの立場として、また予算全体をにらんで考へる場合に、やはり問題だと思ひます。前に目的税制度自体にわれわれは反対であつたんですけれども、ですからこの目的税になるために、ある一定のガソリン税収入といふものに比べられると、今度のようなことがあつて、四千円に上げようとしたけれども二千円に割られて、その財源が不足してしまつた、こういうようなことが起つてくる。その点について一つはつきり何つておきたいんです。この税の性格ですね、それからもう一つは、税負担としては、最初政府原案は二千円の増税になるは

ずであつたけれども、今度の修正によつて税負担は現状通りということになる。しかし今後のことについてはどうお考えになるか。最初政府はどうしても四千円上げなければ地方の道路財源を確保するに当つて不足である。川島自治庁長官も、今度はこの道路税によつて地方の道路財源を確保するため一つの恒久的な制度として考えたといふ。昨年までは何分の一を上げるというのは、主税局長のお話のように一年限りである。それを恒久化するといふわけである。そして今のお話では、四千円でないやほり地方の道路財源は五年計画に見合つてやるときに不足である。ところが今度半分に修正されたわけです。そうなるや今後やほりガソリン税の値上げというものを考えられるのか、それともガソリン税を値上げしない場合にどういう財源措置が考えられるか、この二つの点です。

○政府委員(渡邊喜久造君) 昨日竹山建設大臣が、ガソリン税を目的税であるといふふうに御説明になったことは、これは私も伺つております。しかしまあわれわれは、依然ガソリン税は目的税であると思つておりません。目的税的なものであると思つております。といふことは、歳入について非常に拘束を受けておりますから、ただ目的税といふことになりすれば、嚴格にいへば、まあ歳出の必要から、税率とかいふものもかなり規制されてきていふんじやないかといふふうにも思われますが、いろいろな関係がありまして、目的税に非常に近い実質を備えておるものであるといふことはわれわれも認めておりますが、目的税その

ものとは私は考えておりません。しかしまあこれは一つの議論のある問題だと思つております。

ただ道路税の方は一応収入の使途を、これは道路だけに使うんだと書いてございまして、これは一応目的税だといふわけでも考えております。われわれも目的税といふものをできるだけこれはもう原則としては排除すべきだ、といふことは、特に国の財政などにおきましては、目的税を作りますと、その上つてくる歳入が一応特定の使途にもう限定されてしまふので、とかく財政全体のバランスから見まして、適切な運営が非常に困難になつてくるといふような意味におきまして、目的税は原則としてわれわれは賛成いたしかねる。これもわれわれは現在同じような考え方を持っております。ただガソリン税に限る限りにおきましては、各國の事例を見ましても、ガソリンに相当高い税率がかかつてゐる。これはなぜか、これは道路といふのは國の大きな施策でございまして、一般経費でもつてやほり一つ負担すべきものだと思つておりますが、同時に、現在道路に対して非常に巨額な経費が要するといふのは、やはり自動車とかあつて車両が道路をよくしなければ使えない。いろいろな意味においてその必要が出てきてゐるというところで、各國の事例も、まあガソリンに相当高率な課税をしてゐる。はつきり目的税にしている國もありまして、そうでない國もあります。やはりガソリンといふものについて大きな負担をかけるということについては、これはやはり私は道路と結びついた考え方が裏にあるのじやないかといふふうに思います。そ

ういうような意味におきまして、ガソリンといふものの性格からいって、同時に地方道路税は地方税であるという性格からいって、これはある種の目的税であるといふのが許されるのじやないかといふふうに考えまして、現在の案は目的税として地方道路税ははつきり打ち出した姿で提案してございまして、

それから将来このガソリン税あるいは地方道路税を引き上げるつもりが、今度の修正によりまして当然そこに財源の不足ができるわけでございます。つまり、一体この財源の不足をどうするつもりか、こゝういふお話しが第二の御質問のようになります。本年につきましては、これはいろいろ御説明があつたと思ひますが、多少技術的な操作になりまして、地方道路税ができる前の揮発油税の配分を地方道路税の方に多くするといふことにしまして、一応地方財源として不足しない程度のもので確保できるわけでございます。明年度以降におきましては、二千円増税したならば得べかりし歳入ですね、それがまあなくなつてしまふわけでありまして、従いまして明年度以降においてその不足した財源をどう処理するかという問題は当然問題になつてくるわけでございますが、まあこの点につきましては、われわれとしましては明年度以降の問題として検討して参りました。かゝるに考えております。

○木村禮八郎君 その金額は幾らになりますか。明年度以降財源不足と、地方の道路財源の不足と言われる額ですね。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現在地方

で使つております道路に対する経費は、実は地方道路税の範囲だけではとても足りないのです。で、今度相当五カ年計画の場合におきまして、國の補助率をふやすとかいふようなことをしまして、なおかつ五カ年計画だけの分でもつて地方の負担額は約四百四十億なんです。百三十九億九千万円、それで政府原案通り、まあ修正になりまして、今年度は大体それがいくんです。が、この政府原案の場合におきましては、地方の道路税が七十二億、残り六十七億といふものは一般財源で負担する、こゝういふまあ建前になつていて、このほかに五カ年計画に關係のない地方の道路費が府県だけで百四十億といふものがあるわけでありまして、従いましてこれで道路の財源が、どれだけ負担するかといふ問題になりますと、非常に問題が複雑になりますから、簡単に申し上げられませんが、ただまあ地方道路税が二千円であつた場合と四千円であつた場合と、その違いは幾らかといふことならば、これも明年度以降における揮発油の消費量でまた變つて参りますが、一応本年度の予算に見積りましたベースをそのまま取つて申し上げますれば、約四十七億といふ数字が、四千円ならばふえるのであつたでしょうが、それがふえなかつた、こゝういふ結果になると思ひます。

○木村禮八郎君 そうしますと、明年度以降はガソリン税の引き上げといふことで考えているんじやない、そのほかの地方に対する地方財源一般の問題として考えている、こゝういふふうに理解していいわけですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) まあガソリン税の引き上げといふことは、もう

全然明年は考えないといふのも少し私は言い過ぎだと思ひますが、しかし明年またガソリン税の引き上げをすぐ持つてくるというふうな氣持も別にございませぬ。いろいろ御批判を受けた点もございまして、十分反省しまして、同時に総合的に全体の地方財政のやり繰りをどう考えていくかといふことで考えていきたい。はつきりこの際、明年はガソリン税の、地方道路税の引き上げをいたしませんと言ふのも私は少し早過ぎると思ひますが、今すぐに明年に持つてくるといふことを考えているわけでは毛頭ございませぬ。

○木村禮八郎君 地方財源一般として考える場合に、これは直接ごととガソリン税の問題とは關係ないんですが、財務当局として地方に対する交付税のやり方が非常に複雑になつてきておる。すね。一本化してない。三十年度予算を見ましても、一応一般会計から千三百八十八億交付税をやります。そのほかに入場税三十五億、それから地方道路税、政府原案では七十二億ですか、それから専売公社から三十億、それから前年度繰越十億、百四十七億交付税以外に出す、そゝういふやうな形になつておる。で、だんだん複雑になつてきておるんです。こゝういふ点はどうなんですか。やはり今の百分の二十二という交付税、あれに無理があるの、それでこゝういふこま切に、部分的に専売公社から三十億振り向けたり、あるいは入場税、地方道路税、こゝういふやうな形になつておるんですけれども、この点どうなんですかね。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現在、お話しのように、所得税、法人税、酒税、これの二二%分、それから入場



○木村福八郎君 私は本法案に反対であります。反対理由は簡単に申し上げませんが、前からわれわれは目的税的性格を持つガソリン税については反対して参つたのです。道路整備五カ年計画の裏づけとしてのガソリン税については反対して参りました。当初はガソリン税を値上げしないということを大蔵当局は相当はつきり言われたのです。その後二千円値上げしたのであります。そういう関係から反対する次第であります。また地方道路税についても、これはやはりもつと地方財源についても、全体的な視野から再検討する必要があるもので、道路の整備の重要性についてはわれわれも決してこれを理解するにやぶさかではないのです。重要性を認識しておりますが、この財源調査方法については、どうしてもこういう形では賛成できないのです。そういう意味で道路の整備を急がなければならぬということ自体については決して反対ではないのです。ただこういう財源措置については、財政、税制、全般からいって賛成できないと思ひます。これをもつて私の反対理由といたします。

○委員長(青木一男君) 他に御発言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(青木一男君) 御異議ないことを認めます。

これより採決に入ります。地方道路税法案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青木一男君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続は慣例により委員長に御一任願ひたいと思ひます。

多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

西川甚五郎 山本 米治

土田国太郎 平林 剛

岡崎 眞一 木内 四郎

白井 眞吉 藤野 繁雄

片柳 眞吉 杉山 昌作

岡 三郎 松澤 兼人

中川 幸平 最上 英子

天田 勝正

○委員長(青木一男君) 次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。

○藤野繁雄君 入場税を全部地方譲与税に移し入れるというふうなことにしても、入場譲与税が前年度よりも二十億減するというのは、どういふふうにかえてよろしいのでございましょう。

これは入場税が非常に減収になった関係でございましょうか。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げます。これはすでに御承知のように入場税につきまして税率も大幅の修正がございました。非常に減つたわけでございます。昨年は簡単に考へて一般会計で最低保証をいたしたので、本年はそういうことはいたしませんで、そのかわり一般会計に繰り入れます。一割相当額の繰り入れはとりやめる。なお、一カ月期間の繰り上げもいたしまして、なお、かように減つたわけでございます。

○藤野繁雄君 前年度の決算で十億円も剰余金が出ているようであります。

が、剰余金を出さなくても、前年度に適当に処理すべきものであると考へるのですが、どうして譲与金を生じたのでありますか。

○政府委員(正示啓次郎君) これは昨年度の年度末におきまして、やはり地方へ譲与する関係上、借入金をもつて処置をいたした分がございまして、それが現実に入つて参りまして、それを、去年の三月でございまして、今年四月に譲与する、こういうことで前年度の分をば譲与するといふ格好になつたわけでございます。

○委員長(青木一男君) 他に御発言もないようであります。質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(青木一男君) 御異議ないことを認めます。

これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(青木一男君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないことを認めます。

多数意見者署名

西川甚五郎 山本 米治

土田国太郎 平林 剛

岡崎 眞一 木内 四郎

白井 眞吉 藤野 繁雄

片柳 眞吉 杉山 昌作

岡 三郎 松澤 兼人

中川 幸平 最上 英子

天田 勝正

○委員長(青木一男君) 次に継続調査要求についてお諮りいたします。

本委員会におきましてはさきに議長の承認を得て租税及び金融等に関する調査を行なつて参つたのであります。が、今期も切迫し、会期中に調査を終了することは困難でありますので、閉会中に引き続き調査することとし、本院規則第五十三条によりまして、継続調査要求書を議長に提出いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(青木一男君) 御異議ないことを認めます。

なお、要求書の内容及びその提出時期等につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員長(青木一男君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないことを認めます。

昭和三十年八月八日印刷

昭和三十年八月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局